

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	1

① 年月日・時間	令和2年7月8日 ①13:10～14:50 ②15:10～15:50 ③16:05～17:15						
② 場所	①ローカルエナジー株式会社(鳥取県米子市角盤町) ②ソフトバンク鳥取米子ソーラーパーク(鳥取県米子市大崎) ③米子市グリーンセンター(鳥取県米子市河崎)						
③ 相手方	①ローカルエナジー株式会社 役員及び職員 ②とっとり自然環境館(ソフトバンク鳥取米子ソーラーパーク敷地内施設) 館長及びアドバイザー ③米子市市民生活部クリーン推進課 課長及び職員						
④ 参加者	長池文武、吉田益子、仁木啓人、東条恭子						
⑤ 目的・内容	【目的】 エネルギーの地産地消による新たな地域経済基盤の創出を目的として設立された企業の取組や地域貢献について調査研究を行い、県のエネルギー施策の参考とする。 【内容】 ①ローカルエナジー株式会社:エネルギーの地産地消を目的として、地方自治体と地元企業が連携して設立した新電力会社。 ②ソフトバンク鳥取米子ソーラーパーク:①に売電している施設の一つ。本州最大級の太陽光発電所。とっとり自然環境館は併設施設。 ③米子市グリーンセンター:①に売電している施設の一つ。蒸気タービン発電機を備えた一般廃棄物処理施設。						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	交通費	26,000	10/10	26,000	徳島市⇄米子市 移動に使用したレンタカー代金		
	交通費	5,917	10/10	5,917	レンタカーに給油したガソリン代		
	交通費	19,980	10/10	19,980	徳島IC⇄米子IC 往復高速道路料金		
	宿泊費	26,200	10/10	26,200	グリーンリッチホテル米子駅前(1泊×4名)		
	参加費	13,200	10/10	13,200	ローカルエナジー(株)視察参加費		
	合計	91,297		91,297			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)		会派使用欄	
☒	当該支出は政務活動費の用途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 	
☒	政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている		
☒	充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない		
☒	費用弁償が支給される公務日との重複はない		

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---



貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書)

Rental Agreement

お客様控

貸渡人

株式会社トヨタレンタリース東四国

徳島店
徳島市仲之町1-18RA610R
発行年月日: 令和 2年 7月 9日
貸渡N: 3194962

電話番号088-652-0100

借 名 称 長池文武 様
受 住 所 徳島県小松島市松島町14-17
人

項 目	予定料金	精算料金
基本料金	34,320	34,320
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(25%)	8,580	8,580
*	-840	-840
小 計	24,900	24,900
免 責 補 償 料	ご 加 入	ご 加 入
特 別 装 備 料	0	0
添 付 品 料 金	1,100	1,100
ワンウェイ料金	0	0
燃 料 代		0
引 取 配 車 料	0	0
ご 利 用 額	26,000	26,000
リース無償代車		0
N O C		0
免 責 実 費 料		0
お 支 払 額	26,000	26,000
内 消 費 税	2,364	2,364
予 約 金	0	0
船 乗 車 券	0	0
当 日 預 り 金	0	0
預 り 金 合 計	0	0
マイル・ポイント利用	0	0
ご 請 求 金 額	26,000	26,000

税率ごとに合計した対価の額

税込金額

10%対象

26,000

<お貸しする車両>

貸渡車両 アルファードHV(1712- 燃料 ハイブリッド
登録N: 香川 300わ3076

料金クラス W3-K 車両クラス W3-K

<ご利用内容>

	予 定 貸 渡	貸 渡	メーター(Km)
着	7月 9日15時00分	7月 9日13時55分	4,383
発	7月 8日 8時00分	7月 8日 8時00分	3,807
利用分	1日 7時間00分	1日 5時間55分	576

料金種別 BCCVランク料金 料金割引率 25%

添 付 品 安心Wプラン 1

乗車人数 4名

返却営業店舗 徳島店 088-652-0100 返却府県 県内

運転者氏名 長池 文武 様

<トヨタレンタカーマイル>

会員番号 71965633001

利用マイル 0

付与マイル 0

7月 9日現在のマイル 0



TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター

0800-7000-111 無料

http://rent.toyota.co.jp

現金	26,000
ごの請求金額内訳	

領 収 書

領収書N: 0307061

新しい県政を創る会 長池

様

Receipt

令和 2年 7月 9日

領 収 金 額 26,000 円

(内消費税 2,364 円)

現金・小切手 26,000 円
クレジット 0 円
交通系IC 0 円トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、扱者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)営業店舗 徳島店
住 所 徳島市仲之町1-18
電話番号 088-652-0100

株式会社トヨタレンタリース東四国

本社 香川県高松市西の丸町10番21号

収入印紙

扱者印



Hertz

Toyota Rent-a-Car is an official rental car partner of Hertz. Should you have any questions regarding this Rental Agreement/Receipt, please do not hesitate to ask the Toyota rental counter staff, or contact your home country's Hertz Customer Service Center. Thank you for renting from Toyota and Hertz.



徳島石油(株)
仲之町
徳島県徳島市
仲之町3-1-5
TEL:088-622-9673 SS:24150-95062

領収書

2020/07/09(木) 13:51 伝票No.7721
取引通番 3931

現金フリー 様
530-95062-0000-0005 * 24150
現金フリー

012000	8481		
ガソリン		外P15	¥5379
数量		50.15L	
単価		@107.26	
(内消費税)		@53.8	¥2698)

小計		¥5379
消費税(対象)	¥5379)	¥538

合計 ¥5,917
4:00000000-0:00000000

係員: [REDACTED] 03
処理日付: 2020/07/09 8481-8481
100取引
上記にて領収書に替えさせて頂きます

アンケート回答で
Amazonギフト券
500円分をプレゼント!
アンケート回答はこちら



*Amazonギフト券の応募は、スマートフォン
またはPCからのみとなります。

<http://tellshell.shell.com/jpn>

ご利用ありがとうございます。

本州四国連絡高速道路株式会社

料金所では一旦停車してください。

料金所 早島本線

TEL 086-483-0010

領 収 書

20年 7月 8日 車種

(本四) 普通

通行料金 ¥4,300-

(内訳)

現金(本四) ¥4,300-

通行料金は消費税率10%対象です。

取扱番号205-00161013-08866

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 米子

TEL 0859-27-4944

20年 7月 8日 11時56分

車種 普通

通行料金 ¥5,690-

(現金)

一入口料金所一 徳島

通行料金は消費税率10%対象です。

道路の異状を発見したら【#9910】へ

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

取扱番号204-00480846-00

ご利用ありがとうございます。

本州四国連絡高速道路株式会社

料金所では一旦停車してください。

料金所 坂出本線

TEL 0877-45-3941

領 収 書

20年 7月 9日 車種

(本四) 普通

通行料金 ¥4,300-

(内訳)

現金(本四) ¥4,300-

通行料金は消費税率10%対象です。

取扱番号207-00011152-01366

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 徳島

TEL 088-665-0282

20年 7月 9日 13時28分

車種 普通

通行料金 ¥5,690-

(現金)

一入口料金所一 米子

ケータイから高速道路の交通情報をチェック

<https://ihighway.jp>

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

取扱番号204-00190919-00

No. 0029522

請求明細書

B I L L

グリーンリッチホテル米子駅前

〒683-0053 鳥取県米子市明治町175

TEL:0859-36-0500 FAX:0859-36-0505

客室番号 ROOM No.	419	泊数 NTS	1	ご到着日 AR. DATE	20/07/08	ご出発日 DP. DATE	20/07/09
お名前 NAME	新しい県政を創る会						様

日付 DATE	客室番号 ROOM No.	摘要 EXPLANATION	数量 Q. TY	料金 CHARGES
20/07/08	419	宿泊料	1	6,300
	903	宿泊料	1	6,300
	1005	宿泊料	1	6,300
	1006	宿泊料	1	6,300
	419	駐車場代/Parking	1	1,000
		現金/cash		(26,200)
		—御利用額—		26,200
		—消費税(10%)—		(2,565)
		—現金支払額—		(26,200)
				御請求金額

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。

ご署名

No. 0029522

領 収 証

R E C E I P T

発行日付 2020年7月9日

お名前 NAME	新しい県政を創る会	様
領収金額	¥26,200	

収入

印 紙

但 宿泊料金として

上記正に領収いたしました

グリーンリッチホテル米子駅前

〒683-0053 鳥取県米子市明治町175
TEL: 0859-36-0500 FAX: 0859-36-0505

領 収 書



令和2年7月8日

新しい県政を創る会 様

〒683-0812

鳥取県米子市角盤町1丁目5番地2

中海テレビ放送センタービル3

ローカルエナジー株

代表取締役 加藤 典裕

下記の通り領収致しました。

TEL : 0859-57-5415

FAX : 0859-57-6827

E-mail : localenergy@lenec.co.jp

金 額
(消費税込)

¥13,200-

【明 細】

No.	項 目	単価	数量	金額
1	視察参加費	3,000	4名	¥12,000
	小 計			¥12,000
	消 費 税			¥1,200
	合 計			¥13,200

備 考

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	1 - 1

① 年月日	令和2年9月16日						
② 内容	広報活動のための動画を作成 作成動画：9本 周知方法：SNSへの投稿、ホームページへの掲載 ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること						
③	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠						
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果 物	発送 物写 し
	制作費	297,000	10/10	297,000	撮影機材レンタル料、動画編集料		
	小計	297,000		297,000			

（注）専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

（注）印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

（注）郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☒ 後援会主催の報告会等ではない	
☒ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
☒ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
☒ 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	



(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	1 - 2

① 年月日	令和2年9月16日						
② 内容	会派ホームページ作成 ホームページ管理料 (R2. 6~R2. 7月分) ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること						
③	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠						
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果 物	発送 物 写 し
	広報費	127,600	10/10	127,600	ホームページ作成、 ホームページ管理料 (R2. 6~7月分)		
	事務費	880	10/10	880	振込手数料		
	小計	128,480		128,480			
	合計	425,480		425,480			

(注) 専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☒ 後援会主催の報告会等ではない	
☒ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
☒ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
☒ 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

左記に○表示がある場合、振込は翌営業日の処理となります。

2020年9月16日

☐ 預金口座振替による振込受付書 (兼振込手数料受取書)

☒ 振込金受取書 (兼振込手数料受取書)

▼ 徳島大正銀行以外へお振込の場合、漢字でご記入ください (左つめ)

お振込先 徳島大正銀行

振込種目

普通 当座 貯蓄 その他

振込番号

銀行 協正 信託 産協 その他

金額

十萬 千 百 万

¥ 424600

カ) 7 - ス " フ " レ - ン

力 タ 力 ナ

株式会社ワースグリーン 代表取締役 杉本英彦様

ア 7 ラ イ ク セ イ ヲ ヲ 7 14 カ イ
カ イ 7 ヨ ウ ナ カ " イ 7 7 7 7 7 7

力 タ 力 ナ

新しい県政創生会 会長 長池又武様

漢 字

電話 (088-621-3074)

当行をご利用いただきまして、ありがとうございます。
今後ともご利用ください。よろしくお願いいたします。



徳島大正銀行

○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
○やむを得ない事由による通信機器回線の障害等により振込が遅延することがありますのでご了承ください。

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	2 - 1

① 年月日	令和3年3月18日						
② 内容	広報活動のための動画を作成 作成動画：16本 周知方法：SNSへの投稿、ホームページへの掲載 ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること						
③ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果 物	発送 物 写 し
	制作費	448,800	10/10	448,800	撮影機材レンタル料、動画編集料		
	事務費	880	10/10	880	振込手数料		
	小計	449,680		449,680			

(注) 専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☒ 後援会主催の報告会等ではない	
☒ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
☒ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
☒ 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

按分率	
政務活動費の支出額	円

政務活動費の支出額	円
-----------	---

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	2 - 2

① 年月日	令和3年3月18日						
② 内容	ホームページ管理料 (R2. 8~R2. 12月分) ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること						
③ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果 物	発送 物 写 し
	広報費	44,000	10/10	44,000	ホームページ管理料 (R2. 8~12月分)		
	小計	44,000		44,000			
	合計	493,680		493,680			

(注) 専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☒ 後援会主催の報告会等ではない	
☒ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
☒ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
☒ 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

德島大正製紙株式會社
3.3.18
出納済
大正製紙株式會社
振込金+手数料
17号-①
店名

の振込依頼書に記帳相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	3

① 年月日	令和3年1月31日、2月1日						
② 内容	小松島市内・勝浦郡内・吉野川市内・那賀郡内の飲食店・喫茶店営業許可者に対し、徳島県が実施している新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン実践店ステッカー事業、および、飲食店応援金事業の制度情報を提供し、意見聴取する取組を実施。 発行部数 封筒885通 資料1005部 発送 545通 郵送料 第一種定形外（規格内）140円×73通＝10,220円 区内特別基（外）111円×243通＝26,973円 第一種定形外（規格内）120円×56通＝6,720円 第一種定形外（規格内）120円×173通＝20,760円 ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること						
③	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠						
④ 経費	費目	領収書金額（円）	按分率（/）	充当金額（円）	支払の内容	印刷成果物	発送物写し
	郵送料	10,220	10/10	10,220	第一種定形外（規格内）140円×73通＝10,220円		✓
	郵送料	33,693	10/10	33,693	区内特別基（外）111円×243通＝26,973円 第一種定形外（規格内）120円×56通＝6,720円		✓
	郵送料	20,760	10/10	20,760	第一種定形外（規格内）120円×173通＝20,760円		✓
	印刷費	28,936		18,201	印刷機カウンター代28,936円のうち、18,201円に会派分政務活動費を充当	✓	
	合計	93,609		82,874			

（注）専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

（注）印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

（注）郵送料を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である ☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている ☒ 後援会主催の報告会等ではない ☒ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない ☒ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている ☒ 郵送料を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	経理責任者審査 

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	82,874 円
-----------	----------

領収書

徳島県議会

新しい県政を創る会 様

[別納引受]

第一種定形外(規格内)

@140

73通

¥10,220

小計

¥10,220

郵便物引受合計通数

73通

課税計(10%)

¥10,220

(内消費税等

¥929)

非課税計

¥0

△計

合計

¥10,220

お預り金額

¥11,000

おつり

¥780



〒100-8792 日本郵便株式会社

東京都千代田区大手町2-3-1

取扱日時: 2021年 1月31日 18:19

担当

発行No. 210131A2834

端P12箱60

連絡先: 徳島中央郵便局

TEL: 0570-943-718

領収書

新しい県政を創る会 様

[別納引受]
区内特別基 (外) 44.5g
@111 243通 ¥26,973

小 計 ¥26,973

第一種定形外(規格内) 44.5g
@120 56通 ¥6,720

小 計 ¥6,720

郵便物引受合計通数 299通
課税計 (10%) ¥33,693
(内消費税等 ¥3,063)
非課税計 ¥0

合計 ¥33,693
お預り金額 ¥34,000
おつり ¥307



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年 2月 1日 10:01
担当:
発行No. 210201A6467 端N29箱10
連絡先: 中田郵便局
TEL: 0885-32-4290

領収書 第 131456-30 号

おなまえ	新しい果政を創子会 会長 長池 文武 様		<領収内訳> 現金 20760 小切手 切手 証紙 キヤッシュレス決済 (決済ブランド名:)		<備考>
受領金額	金 20760 円		円 円 円 円 円)		
※ 金額欄を訂正しているものは無効です					
郵便	切手・葉書・印紙・販売品の販売 郵便料金の収納 [別納・計器予納金 受取人払] [精払 その他()]		① 120 円) × 173 (枚・個・通・件) ② () × (枚・個・通・件) ③ () × (枚・個・通・件) ④ () × (枚・個・通・件) ⑤ () × (枚・個・通・件)		
貯金					
保険	保険料の払込み				
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他()				

保険証券(書)の記号番号		払込期及び払込月数	
		年 月 期から	年 月 期まで
		年 月 期から	年 月 期まで
(申込書番号)			

上記の金額を、確かに領収いたしました。

2021 年 2 月 1 日

日本郵便株式会社

(所在地: 東京都千代田区大手町2丁目3番1号)

取扱郵便局 山川 郵便局

電話番号 0883-42-2050

取扱者氏名

(郵便局)
収入印紙

課税相当額
以上 貼付

取扱者
印

※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 131456-30 号

領収書

No. _____

新しい県政を創る会 様

金額

¥ 28,936 円

但 印刷機使用カウンター代として

2021年3月29日

上記正に領収いたしました

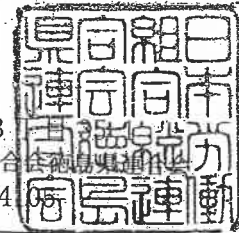
内 訳	円
税抜金額	円
消費税額(%)	円

〒770-0942

徳島市昭和町3

日本労働組合総連合会徳島県連合会

TEL088-655-4051





新しい 県政を 創る会



小松島・勝浦選挙区選出
徳島県議会議員
新しい県政を創る会 会長
長池 文武
[ながいけ・ふみたけ]



吉野川選挙区選出
徳島県議会議員
新しい県政を創る会 副会長
吉田 益子
[よしだ・ますこ]



阿南選挙区選出
徳島県議会議員
新しい県政を創る会 幹事長
仁木 啓人
[にぎ・よしひと]



徳島選挙区選出
徳島県議会議員
新しい県政を創る会 会員
東条 恭子
[とうじょう・きょうこ]

徳島県議会 新しい県政を創る会 控室

〒770-0941

徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁議会棟3F

TEL.088-621-3074 FAX.088-621-2817



新しい県政を創る会 フェイスブック



新しい県政を創る会 YouTube



県内の「飲食店・喫茶店営業許可」を受けている皆様へ

令和 3 年 1 月 29 日

徳島県ガイドライン実践店ステッカー事業 と 飲食店応援金事業 制度情報のご提供

徳島県議会 新しい県政を創る会

拝 啓

日頃の議員活動に対するご理解をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度は、昨日、徳島県議会における臨時議会にて可決施行されました、最新の「飲食店・喫茶店営業許可」事業者の皆様へ、徳島県ガイドライン実践店ステッカー事業 と 飲食店応援金事業 の情報提供を所見とともに送付させていただきたいと思ひます。

これまでに、情報収集済みの方には、遅ればせながら恐縮ではありますが、まだ、情報を把握されていない方々へも情報提供だけでもさせていただきたいと思ひ、勝手ながら送付させていただきました。

県議会においても引き続き県民の皆様の未来に希望を創れるよう精進してまいりたいと思ひますので、ご意見ご提言がありましたら、是非とも、裏面の FAX アンケートでのご返信を頂ければ幸いです。

敬 具

《以下調査した手続きの流れ(別紙資料もご参照ください)》

※ 50 万円の飲食店応援金申請には、所属団体へ県のステッカーの申請が必要です ※

- ① 資料 P1-1 の感染対策をされ、所属団体（〇〇生活衛生同業組合など！資料 P1-2）へ問い合わせをお願いします！
- ② 各所属団体へステッカー申し込み手続きを申請し、所属団体による資料 P1-1のような対策済みか立入り店舗現場チェックが必要です。その後、交付されたステッカーの掲示をお願いします。
- ③ 団体に所属されていないと思う方は、比較的、『徳島県食品衛生協会』に所属されている可能性があります！各保健所内にある、お近くの資料 P1-3 『食品衛生協会』事務局へお問い合わせください！
- ④ 上記すべての団体にも所属されていない方は、既存の団体に新規加入いただければ、上記②③の流れで申請可能です。また、改めて任意団体を設立し、その団体手続きを行うことも可能です。

※ 上記ステッカーの手続きを終えられた方は ※

徳島県内の『飲食店営業許可』『喫茶店営業許可』を受けられている 飲食店・喫茶店・社交飲食店（デリバリー、持ち帰り、スーパー、コンビニ、飲食スペースの設置が無い店舗等、を除く。 資料 P2-2～P2-5）の皆様は、上記ステッカーの手続きを経て、ステッカーを 2 月末までに、掲示いただければ、資料 P2-1 の飲食店応援金の申請が可能です。

※応援金には、ステッカー完了店舗 50 万円 と 自主宣言を手続き済み店舗 10 万円 の二種類があります。一度きりの併用不可です。

◎ステッカー完了店舗 50 万円は、手続きされた所属団体へされた団体へお問い合わせください。

◎自主宣言のみで、10 万円のご希望の方は、県コールセンターへお問い合わせください。→TEL088-602-1418

FAX ご意見・ご提言 用紙

ご記入日： 年 月 日

徳島県議会 新しい県政を創る会

FAX : 088-621-2817

**ご自由に
ご記入ください。**

意見、要望、提案などをお伝えください。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

※可能な範囲でご記入ください（任意）。

住所	〒		
氏名		電話	

※飲食店などの感染対策の一例※

立入りの際、チェックされる内容の一例です

1 利用者入店時

発熱、咳などの有症者の入店を断る旨を掲示しているか

店舗入り口や手洗い場所に、消毒液を用意しているか

店舗入口及び店内に、食事中以外はマスクの着用をお願いする旨を掲示しているか

利用者に来店時やトイレ使用後に石鹸と流水による手洗いや手指消毒を行うよう注意喚起しているか

入場人数を制限しているか

2 客席、カウンター

横はできるだけ1m以上の間隔を空け、真正面の場合は避けるか、ビニールシート設置またはフェースシールド飛沫感染対策を行っているか

3 サービス

注文受付などの接客サービスを行う従業員はマスクを着用し、利用者の正面を避け、間隔を保っているか

利用者の入れ替え時に、テーブル、カウンターなどを消毒しているか

お酌、グラスなどの回し飲み、大声での会話を避けるよう、注意喚起しているか

大皿料理を避け、個別提供する。鍋料理や盛り合わせ料理などを提供する場合は、従業員等が取り分けるなど工夫する。

カラオケ利用時にもマスクまたはフェースシールドなどの着用を依頼しているか(適宜)

カラオケマイクなどを定期的に消毒しているか

ライブ、ダンス、ショーなどを行う場合は、客席とステージとの距離(原則2m)を確保しているか

4 会計

遮蔽物の設置など飛沫感染対策を行っているか

電子マネーなど非接触決済の導入又はコイントレイの使用、会計の都度の手指消毒などを工夫しているか

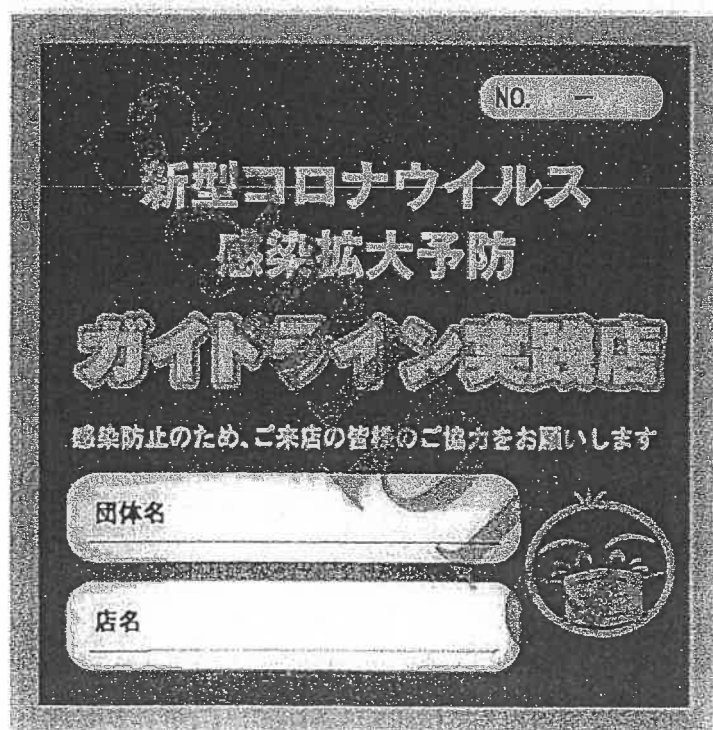
5 従業員の健康、衛生管理、控室利用時

出勤前の検温結果及び健康状態を責任者に報告し、有症者は自宅待機、新型コロナウイルス感染者又は感染者との濃厚接触者は就業を禁止する体制が整備されているか

保健所や帰国者・接触者相談センターの連絡先を従業員に周知しているか

店舗では大声を避け、マスクやフェイスガードを着用し、頻繁かつ適切な手洗いを徹底しているか
ユニフォームや衣類の洗濯体制を整備し、常に衛生的な衣服を身につけているか
ロッカールーム、控室を常に換気しているか
6 施設内整備の対策
換気設備などによる徹底した換気を行っているか
トイレを毎日清掃・消毒し、ドアやレバー、便座等の多数の人が触れる箇所を定期的に消毒しているか
ハンドドライヤーの使用を中止し、ペーパータオルなどを準備するとともに、トイレ使用後は蓋をして流すよう利用者に周知しているか
厨房の調理設備・器具の清掃・消毒、調理作業前の手洗いなどの衛生管理を徹底しているか
食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるゴミ等の処理は、手袋・マスクを着用し、ビニール袋等に密封しているか
感染防止対策に必要な物資(消毒剤・マスク・手袋など)の一覧表を作成するなど備蓄体制を構築しているか
7 その他
協会員による巡回指導に協力できるか
接触確認アプリ「COCOA」、「とくしまコロナお知らせシステム」などを活用し、患者発生時の追跡調査に協力できるか

【ステッカーの見本】



徳島県生活衛生同業組合一覧

*正式名称は「徳島県〇〇〇生活衛生同業組合」です

*下線のあるものは組合ホームページへリンクします

組合名	事務所所在地	電話番号
<u>旅館ホテル</u>	〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目 徳島総合観光案内所	(088) <u>652-7694</u>
<u>すし飲食</u>	〒770-0936 徳島市中央通1丁目11番地	(088) <u>653-5033</u>
<u>社交飲食</u>	〒770-0934 徳島市秋田町2丁目5-1 サントリープラザビル5F	(088) <u>654-8764</u>
<u>料理業</u>	〒770-0923 徳島市大道1丁目51 オフィスQビル4F	(088) <u>653-3270</u>



ガイドライン実践店ステッカーの発行の流れ

※所属する業界団体が既にステッカーの事務局となっている場合 → 各団体事務局へお問い合わせください
それ以外の場合 → 下記の流れにて申請してください

ー 各業界団体（組合、協会など）に所属している場合 ー

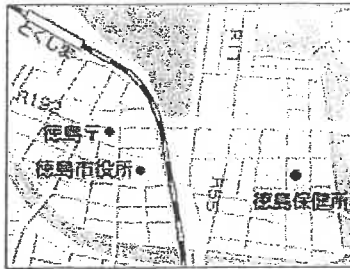
STEP 01 団体を通じて県に申請 県への提出書類 1. 申請書 2. 感染対策チェックリスト 3. ステッカーを申請する加盟店リスト 4. 団体の会則、規約、会員一覧	STEP 02 県より団体へステッカーを交付 管理番号を記入して、お返しします。 団体名、店舗名は団体で記入してください。	STEP 03 団体において、各店舗の取組状況を確認 感染対策チェックリストを用いて各店舗を巡回し、確認してください。	STEP 04 団体からステッカーを各店舗へ配布 ステッカー配付後も、定期的に各店舗の巡回確認をお願いします。
--	--	---	---

ー 各業界団体（組合、協会など）に所属していない場合 ー

STEP 01-1 団体に加入する 加入については、各団体事務局にお問い合わせください。	STEP 02 団体を通じて県に申請 県への提出書類 1. 申請書 2. 感染対策チェックリスト 3. ステッカーを申請する加盟店リスト 4. 団体の会則、規約、会員一覧	STEP 03 県より団体へステッカーを交付 管理番号を記入して、お返しします。 団体名、店舗名は申請団体で記入してください。	STEP 04 団体において、各店舗の取組状況を確認 感染対策チェックリストを用いて各店舗を巡回し、確認してください。	STEP 05 団体からステッカーを各店舗へ配布 ステッカー配付後も、定期的に各店舗の巡回確認をお願いします。
--	--	--	---	---

STEP 01-2
任意団体を結成する
 複数の事業者で団体を結成して申請することも可能です。

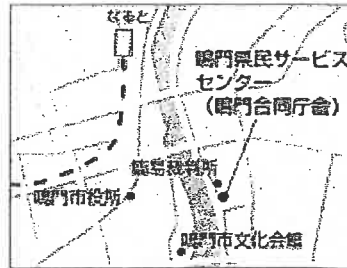
徳島食品衛生協会



〒770-0855
徳島市新蔵町3-80
徳島保健所内 (3F)
TEL 088-625-1770

地図を拡大する

鳴門食品衛生協会



〒772-0017
鳴門市撫養町立岩字七枚128
(鳴門合同庁舎)
鳴門総合サービスセンター内
TEL 088-685-3140

地図を拡大する

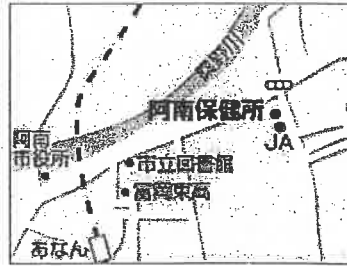
小松島食品衛生協会



〒773-0004
小松島市堀川町1-27
小松島県民サービスセンター内
(旧徳島保健所小松島支所)
TEL 0885-33-1671

地図を拡大する

阿南食品衛生協会



〒774-0011
阿南市領家町野神319
阿南保健所内
TEL 0884-22-3115

地図を拡大する

海部郡食品衛生協会



〒779-2305
海部郡美波町
奥河内字弁才天17-1
美波保健所内
TEL 0884-74-7346

地図を拡大する

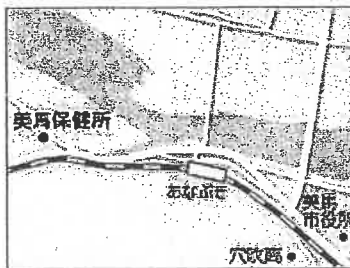
鴨島食品衛生協会



〒776-0010
吉野川市鴨島町鴨島106-2
吉野川保健所内
TEL 0883-24-1130

地図を拡大する

穴吹食品衛生協会



〒777-0005
美馬市穴吹町穴吹字明連23
美馬保健所内
TEL 0883-52-5860

地図を拡大する

池田食品衛生協会



〒778-0002
三好市池田町マチ2542-4
三好保健所内
TEL 0883-72-4735

地図を拡大する

一般社団法人徳島県食品衛生協会



〒770-8570
徳島市万代町1-1
徳島県庁内
TEL 088-621-2219

地図を拡大する

「新しい生活様式」実装推進

飲食店 応援金

「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持」との両立を持続的に可能とするため、感染拡大防止に積極的に取り組んでいる飲食店に応援金を助成します。

応援金の対象

徳島県内の飲食店（飲食店または喫茶店の営業許可を取得した事業者）

かつ 以下の期間中に「ガイドライン実践店ステッカー」または「事業者版スマートライフ宣言」の掲示が確認できる店舗

⚠ 以下は対象外となります
 ・「テイクアウト専門」の店舗
 ・「デリバリー専門」の店舗
 ・スーパー、コンビニ等の小売店
 ・自動販売機コーナー など
 ※詳しくは「よくある疑問集」をご覧ください

対象期間

令和3年2月1日（月） から 令和3年2月28日（日）

※緊急事態宣言が3月1日（月）以降まで延長される場合は、緊急事態宣言解除日まで対象期間を延長します。

応援金の金額と要件

- ⚠
- ・申請は①、②のいずれかを1回のみとし、同じ店舗で複数回の申請はできません。
 - ・申請後、事務局により店舗の感染症対策が、適切に行えているかの巡回確認等を行います。

団体によるチェック

『ガイドライン実践店ステッカー』を掲示している店舗



① 「ガイドライン実践店ステッカー」を対象期間中に掲示した店舗

50万円

ステッカーの取得方法

県ホームページをご確認ください

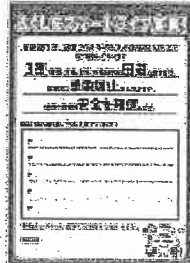
ホームページ名
「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 実践店ステッカー」について | 安心とくしま

ガイドライン実践店



店舗の自主宣言

『事業者版スマートライフ宣言』を掲示している店舗



② 「事業者版スマートライフ宣言」を対象期間中に掲示した店舗

10万円

宣言書の入手方法

県ホームページより様式をダウンロードしてください。

徳島 スマートライフ宣言



ホームページ名
「事業者版スマートライフ宣言」について | 安心とくしま

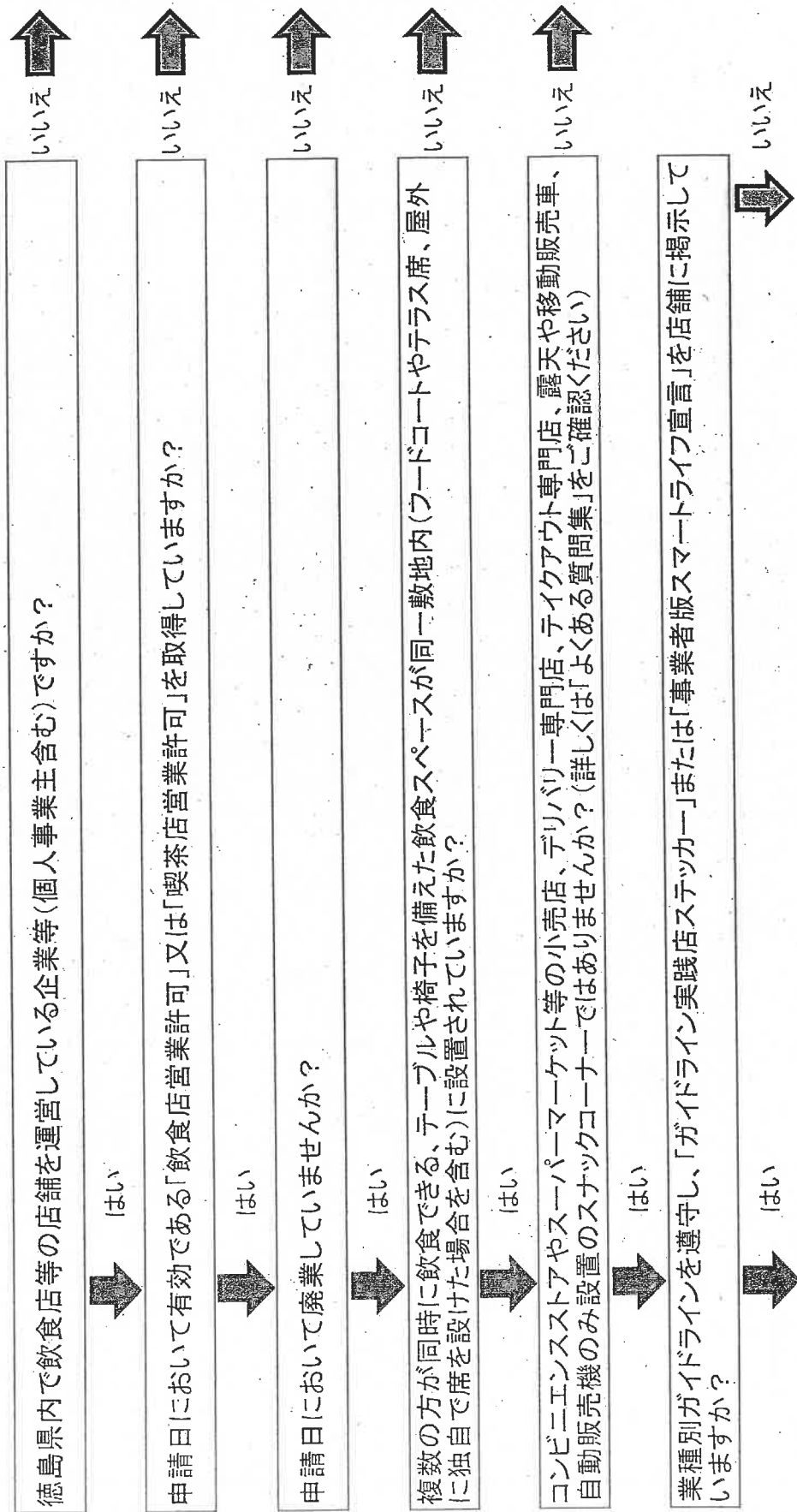
申請期間

令和3年2月1日（月） から 対象期間終了日の2週間後まで

ステッカー手続を経た、掲示された方は、この団体へお問い合わせください。

自主宣言10万円の方は コールセンター- 088-602-1418へ

フローチャート



協力金の対象外です

協力金の申請が可能です

「ガイドライン実践店ステッカー」または「事業者版スマートライフ宣言」を期間中に店舗に掲示した場合、協力金の申請が可能です。

「新しい生活様式」実装推進事業 ～飲食店応援事業～
よくある質問集

No.	質問	回答
1. 概要		
101	「ガイドライン実践店ステッカー」について教えてほしい。	「ガイドライン実践店ステッカー」とは、県からステッカーの発行を受けた徳島県内の団体が、団体に所属し、積極的に感染拡大予防に取り組む店舗を「ガイドライン実践店」として認定し、配布するステッカーのことです。 ステッカーに関する詳細や申し込み方法は以下のURLを参照ください。 https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020071700010/
102	「事業者版スマートライフ宣言」について教えてほしい。	「事業者版スマートライフ宣言」とは、事業者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、その事業の実施に関し、施設の入口等利用者の見やすい場所に掲示する宣言書のことです。 宣言書に関すること、様式については以下のURLを参照ください。 https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020071500016/
103	「感染拡大予防ガイドラインの遵守」とは、具体的にどのようなことか。	昨年10月に施行された「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」において、事業者においては、事業の実施に当たり、国、県、市町村又は業界団体等が業種ごとに定めた、コロナウイルスの感染拡大防止のための指針を遵守することが義務付けられています。なお、ガイドラインは前記のものを参考に各事業者で作成しても差し支えありません。 国がとりまとめた業種別ガイドラインは以下のURLを参照ください。 https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf

令和3年1月29日現在

No.	質問	回答
2. 対象店舗		
201	対象となる店舗について教えてほしい。	食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可を取得しており、対象期間内に営業中の店舗が対象となります。なお、対象外となる店舗については、202以降をご確認ください。
202	対象外となる店舗について教えてほしい。	原則として、その店で調理された飲食物を、複数の者が同一施設内の同じ飲食スペースで一定時間飲食することが見込まれる店を対象とするため、それに該当しない場合は対象外となります。 対象とならない店舗の具体例は、以下のとおりです。 ・総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗 ・ケータリングなどのデリバリー専門店 ・イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店 ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー ・露店や移動販売車
203	デリバリーやテイクアウトのみの店舗は支給対象になるのか。	飲食スペースがない形態なので対象になりません。
204	コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイートインスペース、自動販売機（自動販売機で調理を行うホットスナックなど）は支給対象になるのか。	今回対象となる飲食店とは、その店舗で調理した食品を客が飲食するために利用することを主とする施設です。コンビニやスーパー等は、小売店としての利用が主となることから、対象店舗とはなりません。また、自動販売機は対象となりません。
205	インターネットカフェやマンガ喫茶は支給対象になるのか。	共有の飲食スペースがあれば対象となりますが、個室やプライベートスペースでの飲食が主となる場合は対象になりません。

No.	質問	回答
206	インターネットカフェの中にあるカラオケボックスは支給対象になるのか。	カラオケボックス内で多数の者が飲食することを想定していれば、対象になります。
207	ボウリング場や映画館、アミューズメント施設は対象となるのか。	飲食店の営業許可があり、複数の者が同じ飲食スペースで一定時間飲食することが見込まれる場合は対象となります。
208	結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合は対象となるのか。	多数の者が同じ飲食スペースで飲食する場合には対象となります。
209	ジョッピングモールのフードコートで飲食店を営業しているため、自社専用の飲食スペースはないが共同で飲食スペースを有している。対象になるのか。	屋内で、共同スペース部分に座って食事ができるテーブルやイスが常設してあれば対象になります。
210	キッチンカー等、車両による移動式の飲食店は支給対象になるのか。	移動販売車の場合は対象となりません。
211	露店(屋台)や、祭りなどにおいてよく見られるような、テント形式の飲食スペースを設けている店舗は、支給対象になるのか。	露店による販売は対象となりません。

No.	質問	回答
212	飲食店営業許可書は持っていないが、缶ビールやおつまみの提供は行っている。支給対象になるのか。(※酒類小売業に区分される、いわゆる角打ちのお店)	対象外です。対象は、飲食店営業許可を持つ飲食店としております。
213	深夜営業をしている飲食店だが、対象となるか。	対象となります。今回の応援金は、時間短縮営業を求めるものではありません。
214	大企業の店舗は支給対象になるのか。	対象となります。
215	現在休業中だが、対象になるか。	対象期間中にステッカーまたは宣言書を掲示して営業する必要があります。
216	今後、廃業することが決まっているが、対象になるか。	今回の応援金は、業の継続が一つの目的ですので、対象となりません。ただし、廃業予定であったが、対象期間内に営業を再開した場合は対象となります。
217	破産手続き中だが、対象となるか。	破産法第18条または第19条に基づく破産手続開始の申立てがなされていれば、対象となりません。
218	週に1日のみの営業だが、対象となるか。	対象となります。
219	県内に本社があり、店舗は県外にある場合、対象となるか。	対象となりません。店舗が県内にあることが要件となります。
220	県外に本社があり、店舗は県内にある場合、対象になるのか。	対象となります。

No.	質問	回答
221	市町村等、地方公共団体、指定管理者や第3セクター等は支給対象になるのか。	対象となりません。
222	複数の店舗を営んでいる場合、各店舗とも支給対象になるのか。	支給要件を満たしている場合は、複数の店舗が対象となります。
223	要請対象の飲食店を5店舗営んでいるが、店舗ごとに申請(5つの申請)するのか、まとめて申請すればいいのか。	店舗ごとに申請していただきます。
224	申請する際の店舗数はどのように捉えたら良いか。	飲食店又は喫茶店の営業許可書の数により判断します。
225	ステッカーや宣言書を「対象期間中に掲示した」とは、どのような場合を言うのか。	対象期間前から既に掲示しており、対象期間中及びその後も引き続き掲示する場合や、対象期間中のいずれかの日に新たに掲示し、その後も引き続き掲示する場合を言います。
226	飲食店の許可が失効していたが、応援金の対象となるか。	申請日時点で、飲食店又は喫茶店の営業許可を得ている必要があることから、許可が失効していた場合は対象となりません。
227	菓子製造業の営業許可を受けているが、応援金の対象となるか。	飲食店又は喫茶店の営業許可を得ていない場合は対象となりません。

令和3年1月29日現在

No.	質問	回答
228	営業許可を取っていなかったが、ステッカー取得後、途中で営業許可を得た。応援金の対象になるか。	申請日時点で、飲食店又は喫茶店の営業許可を得ていれば対象となります。
229	同じ住所、同じ屋号だが、営業許可書の申請名義が異なる2つの許可を取得している場合は、それぞれで申請可能か。	実態を確認させていただき、同一店舗と認められる場合は、複数の申請はできません。なお、書類のみで状況を把握できない場合は、現地にて確認を行うこともあります。



活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	4 - 1

① 年月日	令和3年3月29日						
② 内容	広報活動のための動画を作成 作成動画：2本 周知方法：SNSへの投稿、ホームページへの掲載 ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること						
③	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠						
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (%)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果物	発送 物写し
	制作費	66,000	10/10	66,000	撮影機材レンタル料、動画編集料		
	事務費	880	10/10	880	振込手数料		
	小計	66,880		66,880			

(注) 専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☒ 後援会主催の報告会等ではない	
☒ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
☒ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
☒ 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	



(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

活動報告書兼領収書等添付票

項目		広聴広報費						
整理番号		4-2						
① 年月日	令和3年3月29日							
② 内容	ホームページ管理料 (R3.1~3月分) ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること							
③	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果 物	発送 物 写 し	
	広報費	26,400	10/10	26,400	ホームページ管理料 (R3.1~3月分)			
	小計	26,400		26,400				
合計	93,280		93,280					

(注) 専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。
(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。
(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容が記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☒ 後援会主催の報告会等ではない	
☒ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
☒ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
☒ 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

当行をご利用いただきまして、ありがとうございます。
今後ともご利用くださいますようお願い申し上げます。

株式會社 德島大正銀行

[illegible]

○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	2 - 1

① 年月日・時間	令和2年10月28日～30日						
② 場所	長野県 A長野市、B上田市、C東御市、D千曲市						
③ 相手方	A 長野県庁(企画振興部、危機管理部、環境部) 10/29 B 信州大学繊維学部 高橋伸英教授ほか 10/28,29 C 東御市 花岡市長ほか 10/30 D 味噌蔵たかむら 高村秋光代表取締役ほか 10/28						
④ 参加者	新しい県政を創る会(長池文武 吉田益子 仁木啓人 東条恭子)						
⑤ 目的・内容	A 長野県庁:長野県の気候危機対策や環境エネルギー戦略、および去年の台風19号豪雨災害について調査 B 信州大学繊維学部:信州大学において環境科学にかかる最新研究を調査及び学内の環境関連施設を視察 C 東御市:東御市において台風19号豪雨災害の調査及びGMOアスリーツパーク湯の丸を視察 D 味噌蔵たかむら:長野県産米・大豆、国内産大麦を原料にした信州味噌の製造工程を視察						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(%)	充当金額(円)	支払の内容	支払明書	自動車使用記録簿
	交通費	340,320	10/10	340,320	航空券代・JR料金・宿泊費(4人分)		
	交通費	6,870	10/10	6,870	10/28羽田空港→東京駅(タクシー)		
	交通費	8,040	10/10	8,040	10/28上田市→千曲市(タクシー)		
	交通費	10,310	10/10	10,310	10/28千曲市→上田市(タクシー)		
	交通費	1,140	10/10	1,140	10/29ホテル→信州大学(タクシー)		
	交通費	940	10/10	940	10/29長野駅→長野県庁(タクシー)		
	交通費	1,340	10/10	1,340	10/29長野県庁→長野駅(タクシー)		
	交通費	960	10/10	960	10/30上田駅→田中駅240円×4人(しなの鉄道)		
	交通費	7,900	10/10	7,900	10/30東京駅→羽田空港(タクシー)		
	交通費	5,400	10/10	5,400	10/28～10/30徳島空港駐車代金1,800円×3台		
	合計	383,220		383,220			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の用途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

調査視察行程表

団体名		徳島県議会 新しい県政を創る会	参加議員4名	長池文武(代表)、吉田益子、仁木啓人、東条恭子
行き先		長野県長野市、上田市、東御市	2泊3日	宿泊先:10/28, 10/29連泊 ホテルルートインGRAND上田(上田市)
日	年月日	旅程		
1	令和2年10月28日 水	徳島空港====羽田空港====東京駅=====上田駅=====①味噌蔵たかむら(千曲市)====②信州大学繊維学部=====ホテル(上田市内) 9:10発 JAL 10:20着 12:04発 北陸新幹線 13:40着 15:00~16:30 17:30~18:30 【①食の安心安全調査】 【②高橋教授研究室】		
2	令和2年10月29日 木	ホテル====③信州大学繊維学部=====上田駅=====長野県庁=====④長野県庁=====長野駅=====上田駅=====ホテル(上田市内) 9:00~12:00 13:41発 北陸新幹線 13:53着 14:10~16:40 17:34発 北陸新幹線 17:46着 【③環境関連施設視察】 【④危機管理等調査】		
3	令和2年10月30日 金	ホテル====上田駅=====田中駅=====⑤東御市役所(ほか)=====上田駅=====東京駅=====羽田空港=====徳島空港 9:28発 しのの鉄道 9:38着 10:00~13:30 14:39発 北陸新幹線 16:12着 18:20発 JAL 19:40着 【⑤災害調査、施設視察】		
調査視察内容		D:【①食の安心安全調査】 長野県産米・大豆、国内産大麦を原料とした信州味噌の製造工程を視察 B:【②高橋教授研究室】 信州大学(高橋教授研究室)において環境科学にかかわる最新研究を調査 B:【③環境関連施設視察】 信州大学において環境関連施設を視察 A:【④危機管理等調査】 長野県庁において気候危機対策や環境エネルギー戦略及び昨年の台風19号豪雨災害について調査 C:【⑤災害対応調査、施設視察】 東御市において台風19号豪雨災害の調査及び「GMOアスリーツパーク湯の丸」を視察		
備考				

770-0941

徳島市万代町1丁目

1 議会棟3階新しい県政を創る会控室

新しい県政を創る会 様

08125-7152-2151-78680 1031136#



明細書枚数

1枚中

1枚目

カードのご利用枠 (家族カード発行時は共通のご利用枠)

カードの種類

VISA

カード利用枠

ご利用代金明細書

2020年11月25日発行 034V5AD000243

毎々当社のカードをご利用いただきありがとうございます。
 過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を
 下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、
 「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
 なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

阿波銀カード株式会社

徳島市西船場町2丁目

12番地阿波銀行第二別館2階

登録番号 四国財務局長(11) 第00057号



お問い合わせ先 お電話の際はお手元にご用紙をご用意ください

TEL 088-653-8100

※電話番号はお間違いないようにおかけください。

スマートダイヤル24(音声応答)0120-911-911 サービスコード11

お支払日

2020年12月10日(木)

お支払合計額

138,745 円

金融機関

支店

科目

口座番号

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

カード名称

阿波銀VISAカード

会員番号

お客様の個人情報保護のため、会員番号の下3桁を表示して
 いません。

カードを安心してご利用頂けるよう以下のことに協力ください。

◆カード名義人ご本人以外は、たとえご家族の方であっても、カードをご利用頂くことはできません。

また、カードの裏にはサインが必要です。サインをしたカード名義人ご本人の方のみがご利用になれます。

◆カードご利用時等、暗証番号が必要となる場合がございます。暗証番号は他人に知られないよう十分にご注意ください。

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払金額	摘要	備考
	(阿波銀VISAカード) 長池 文武 様						
201028	上田タクシー(株)	8040	1	1	8040		◎
201028	東京都個人タクシー協同組合/カード	6870	1	1	6870		◎
201028	畑山自動車商会	10310	1	1	10310		◎
201030	三和交通株式会社	7900	1	1	7900		◎

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

お支払金額合計

138,745

ご利用明細の説明

<ご利用日> 前回ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとなります。

<支払区分> 1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数> 今回が何回目のお支払いかを表示しております。

02-12-10 10499

*138,745 ポイント

領収証

様

ご利用日付 2020年10月30日

時刻 09時12分

券番号: 3305

取引内容: 乗車券類購入 金480円

印紙税申告納

付につき上田

税務署承認済

伝票番号: 55681

●ご利用ありがとうございます。

上田駅 券02発行

しなの鉄道株式会社

領収証

様

ご利用日付 2020年10月30日

時刻 09時12分

券番号: 3303

取引内容: 乗車券類購入 金480円

印紙税申告納

付につき上田

税務署承認済

伝票番号: 55680

●ご利用ありがとうございます。

上田駅 券02発行

しなの鉄道株式会社

一般財団法人
空港振興・環境整備支援機構
徳島事務所
TEL 088-699-4169

領収証

精算機 #04 A 精算No.000077
発券機 #01 発券No.096718
入庫時刻 2020年10月28日(水) 08:11
出庫時刻 2020年10月30日(金) 20:00
駐車時間 2日 11:49
駐車料金 A料金 1,800円
=====

合 計	1,800円
現金領収額	1,800円
お預り	2,000円
お釣り	200円

またのご利用をお待ちしております。

一般財団法人
空港振興・環境整備支援機構
徳島事務所
TEL 088-699-4169

領収証

精算機 #05 A 精算No.000053
発券機 #01 発券No.096725
入庫時刻 2020年10月28日(水) 08:22
出庫時刻 2020年10月30日(金) 19:57
駐車時間 2日 11:35
駐車料金 A料金 1,800円
=====

合 計	1,800円
現金領収額	1,800円
お預り	2,000円
お釣り	200円

またのご利用をお待ちしております。

一般財団法人
空港振興・環境整備支援機構
徳島事務所
TEL 088-699-4169

領収証

精算機 #05 A 精算No.000052
発券機 #02 発券No.060580
入庫時刻 2020年10月28日(水) 08:11
出庫時刻 2020年10月30日(金) 19:56
駐車時間 2日 11:45
駐車料金 A料金 1,800円
=====

合 計	1,800円
外シットカード	1,800円
JCBカード	
会員No.	
伝票No.	00309
承認No.	0069409
利用額	1,800円

駐車料金一括払い

サインは省略させていただきます。
端末No. 0818941050009

またのご利用をお待ちしております。

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	2 - 2

① 年月日・時間	令和2年10月12日、10月23日						
② 場所							
③ 相手方	長野県庁						
④ 参加者	新しい県政を創る会(長池文武 吉田益子 仁木啓人 東条恭子)						
⑤ 目的・内容	長野県庁へ行政視察受入れ依頼の手紙を2通発送。						
⑥ 動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按							
⑦ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (%)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動 使用 記録簿
	郵送費	84	10/10	84	84円普通切手(視察受入れ依頼)		
	郵送費	84	10/10	84	84円普通切手(調査事項追加依頼)		
	合計	168		168			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領収書

新山県政経研究会 様

[販売]
84円普通切手 1枚 ¥84

小 計 ¥84

課税計 (10%) ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥84

△計
合計 ¥84
お預り金額 ¥84



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2020年10月12日 9:03
担当：[REDACTED]
発行No. 201012J2470 端N55箱01
連絡先：徳島県庁内郵便局
TEL:088-625-4513

領収書

新川県政工務局 様

[販売]	
84円普通切手	
84円 1枚	¥84
小計	¥84
課税計(10%)	¥0
(内消費税等)	¥0
非課税計	¥84
合計	¥84
お預り金額	¥84



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2020年10月23日 11:31
担当：[REDACTED]
発行No. 201023J2666 端N55箱01
連絡先：徳島県庁内郵便局
TEL:088-625-4513

令和2年10月12日

長野県議会事務局 御中

徳島県議会 新しい県政を創る会
会長 長池 文武

行政視察受入れの依頼について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から徳島県議会の活動に対し、ひとかたならぬ御高配、御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、県議会活動に役立てるため、貴県を訪問させていただきたいと考えております。

つきましては、受入れについて、何卒よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

- 1 日時 令和2年10月29日(木) 午後2時～午後3時30分
- 2 目的 下記項目についての調査
気候危機について
(1)気候非常事態宣言
(2)気候危機突破方針
(3)長野県環境エネルギー戦略
- 3 訪問者 徳島県議会 新しい県政を創る会 所属議員4名
会長 長池文武
副会長 吉田益子
幹事長 仁木啓人
会員 東条恭子
随行なし



3800837

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県議会事務局総務課御中

〒770-0941

徳島県徳島市万代町一
徳島県庁議会棟3階

徳島県議会

新しい県政を創る会

令和2年10月23日

長野県議会事務局 御中

徳島県議会 新しい県政を創る会
会長 長池 文武

行政視察受入れの追加依頼について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から徳島県議会の活動に対し、ひとかたならぬ御高配、御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年10月12日付で依頼した行政視察受入れについて、次のとおり、調査事項の追加を考えております。

つきましては、追加事項についても、何卒よろしくお取り計らいください。

また、都合により、当初の開始時刻を10分遅らせていただきたく、併せてお願いいたします。

- 1 日時 令和2年10月29日（木）午後2時10分
～午後4時40分
- 2 目的 下記項目についての調査
 - ・ 気候危機について
 - (1) 気候非常事態宣言
 - (2) 気候危機突破方針
 - (3) 長野県環境エネルギー戦略
 - ・ 2019年10月台風19号による水害について＜追加＞
 - (1) 被害の概要
 - (2) 復興・復旧の現状
- 3 訪問者 徳島県議会 新しい県政を創る会 所属議員4名
会長 長池文武
副会長 吉田益子
幹事長 仁木啓人
会員 東条恭子
随行なし



3800837

長野県長野市大字南長野字幅下
692
2

長野県議会事務局 総務課 御中

〒770-0941

徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁議会棟3階
徳島県議会
新しい県政を創る会

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	1

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
徳島新聞(令和2年4月分)	3,400	10/10	3,400	
徳島新聞(令和2年5月分)	3,400	10/10	3,400	
徳島新聞(令和2年6月分)	3,400	10/10	3,400	
合計	10,200		10,200	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)		会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の用途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である		経理責任者審査 
☒ 充当に適さない書籍等(選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等)は含まれていない		

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

2020年4月分 領収証
新しい県政を創る会 様

万代町2丁目1-1 議会棟

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額
徳島新聞 統合	1	8%	3,400

合計金額
(税率 8%計 ¥3,400)
<合計> ¥3,400

(税込価格)



徳新昭和(有)林 新聞店
徳島市昭和町7-3-2

088-652-4069



毎度ご購入ありがとうございます
上記金額正に領収致しました

令和2年4月27日 領収

2020年5月分 領収証
新しい県政を創る会 様

万代町2丁目1-1 議会棟

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額
徳島新聞 統合	1	8%	3,400

合計金額
(税率 8%計 ¥3,400)
<合計> ¥3,400

(税込価格)



徳新昭和(有)林 新聞店
徳島市昭和町7-3-2

088-652-4069



毎度ご購入ありがとうございます
上記金額正に領収致しました

令和2年5月25日 領収

2020年6月分 領収証
新しい県政を創る会 様

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額
徳島新聞 統合	1	8%	3,400

合計金額
(税率 8%計 ¥3,400)
<合計> ¥3,400

(税込価格)

徳新昭和(有)林 新聞店
徳島市昭和町7-3-2

毎度ご購入ありがとうございます
上記金額正に領収致しました

令和2年6月25日 領収

088-652-4069



活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	2

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
しんぶん赤旗(令和2年4月分)	4,427	10/10	4,427	
しんぶん赤旗(令和2年5月分)	4,427	10/10	4,427	
しんぶん赤旗(令和2年6月分)	4,427	10/10	4,427	
合計	13,281		13,281	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 充当に適さない書籍等(選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等)は含まれていない	

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

新しい県政を創る会

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

4,427 円

2020 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党徳島地区委員会
〒779-3121
徳島市国府町和田字居
内144

TEL 088-642-9901

収日 4/27 収者

新しい県政を創る会

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

4,427 円

2020 年 5 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党徳島地区委員会
〒779-3121
徳島市国府町和田字居
内144

TEL 088-642-9901

収日 5/25 収者

新しい県政を創る会

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

4,427 円

2020 年 6 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党徳島地区委員会
〒779-3121
徳島市国府町和田字居
内144

TEL 088-642-9901

収日 6/29 収者

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

ASA 領収証

新しい県政を創る会 様

2020年 5月

16区 372.00

お問合せNo. 42818

万代町

1-1

銘 柄	部 数	金 額	備 考	合 計 金 額
* 日本経済新聞	1	4,000		3,000 円
				*は軽減税率対象、消費税 8% *表示がない銘柄は消費税 10% (8% 円) (10% 円)

徳島市末広2丁目1-83

上記の通り領収いたしました

A.S.A 徳島東部 米山学

088-678-4175

ご購入ありがとうございました。

領収印

朝日新聞サービスアンカー

ASA 領収証

新しい県政を創る会 様

2020年 6月分

(16) 372.00集金

お問合せNo. 42818

万代町

1-1

銘 柄	部 数	金 額	備 考	合 計 金 額
* 日本経済新聞	1	4,000		4,000 円
				*は軽減税率対象、消費税 8% *表示がない銘柄は消費税 10% (8% 円) (10% 円)

徳島市末広2丁目1-83

上記の通り領収いたしました

A.S.A 徳島東部 米山学

088-678-4175

ご購入ありがとうございました。

領収印

朝日新聞サービスアンカー

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	4

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
徳島県学事関係職員録	2,500	10/10	2,500	
合計	2,500		2,500	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 充実に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

新川県政を創る会
会長 長池文武 様

金額				¥2500
----	--	--	--	-------

但 學事關係職員錄 冊

2 年 5 月 15 日 上記正に領収いたしました。

収 入
印 紙

徳島市北田宮1丁目8-68

公益社団法人 徳島県教育会



活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	5

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
徳島新聞(令和2年7月分)	3,400	10/10	3,400	
徳島新聞(令和2年8月分)	3,400	10/10	3,400	
徳島新聞(令和2年9月分)	3,400	10/10	3,400	
合計	10,200		10,200	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。
(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☒ 充当に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

2020年7月分 領収証
新しい県政を創る会 様

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額
徳島新聞 統合	1	8%	3,400

合計金額
(税率 8%計 ¥3,400)
<合計> ¥3,400

(税込価格)

徳新昭和(有)林 新聞店
徳島市昭和町7-3-2

088-652-4069

毎度ご購入ありがとうございます
上記金額正に領収致しました

令和2年7月27日 領収



2020年8月分 領収証
新しい県政を創る会 様

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額
徳島新聞 統合	1	8%	3,400

合計金額
(税率 8%計 ¥3,400)
<合計> ¥3,400

(税込価格)

徳新昭和(有)林 新聞店
徳島市昭和町7-3-2

088-652-4069

毎度ご購入ありがとうございます
上記金額正に領収致しました

令和2年8月25日 領収



2020年9月分 領収証
新しい県政を創る会 様

徳島新聞

銘 紙	部 数	税 率	金 額
徳島新聞 統合	1	8%	3,400

合 計 金 額
(税率 8%計 ¥3,400)
<合計> ¥3,400

(税込価格)



徳新昭和(有)林 新聞店
徳島市昭和町7-3-2

毎度ご購入ありがとうございます
上記金額正に領収致しました
令和2年9月25日 領収

088-652-4069



活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	6

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
しんぶん赤旗(令和2年7月分)	4,427	10/10	4,427	
しんぶん赤旗(令和2年8月分)	4,427	10/10	4,427	
しんぶん赤旗(令和2年9月分)	4,427	10/10	4,427	
合計	13,281		13,281	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 充実に適さない書籍等（選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等）は含まれていない	

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

新しい県政を創る会

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

4,427 円

2020 年 7 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党徳島地区委員会
〒779-3121
徳島市国府町和田字居
内144

TEL 088-642-9901
収日 7/29 振替

新しい県政を創る会

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

4,427 円

2020 年 8 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党徳島地区委員会
〒779-3121
徳島市国府町和田字居
内144

TEL 088-642-9901
収日 8/26 振替

新しい県政を創る会

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

4,427 円

2020 年 9 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党徳島地区委員会
〒779-3121
徳島市国府町和田字居
内144

TEL 088-642-9901
収日 9/28 振替

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	7

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
日本経済新聞 (令和2年7月分)	4,000	10/10	4,000	
日本経済新聞 (令和2年8月分)	4,000	10/10	4,000	
日本経済新聞 (令和2年9月分)	4,000	10/10	4,000	
合計	12,000		12,000	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)		会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である		経理責任者審査 
☒ 充実に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない		

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

ASA 領収証

新しい県政を創る会 様

2020年 7月分

(16) 372.00集金

お問合せNo. 42818

万代町

1-1

銘 柄	部数	金 額	備 考	合 計 金 額
* 日本経済新聞	1	4,000		4,000 円
				*は軽減税率対象、消費税 8% *表示がない銘柄は消費税 10% (8% 円) (10% 円)

徳島市末広2丁目1-83

上記の通り領収いたしました

ASA徳島東部 米山学

088-678-4175

ご購入ありがとうございました。

領収印

朝日新聞サービスアンカー

ASA 領収証

新しい県政を創る会 様

2020年 8月分

(16) 372.00集金

お問合せNo. 42818

万代町

1-1

銘 柄	部数	金 額	備 考	合 計 金 額
* 日本経済新聞	1	4,000		4,000 円
				*は軽減税率対象、消費税 8% *表示がない銘柄は消費税 10% (8% 円) (10% 円)

徳島市末広2丁目1-83

上記の通り領収いたしました

ASA徳島東部 米山学

088-678-4175

ご購入ありがとうございました。

領収印

朝日新聞サービスアンカー

ASA 領収証

新しい県政を創る会 様

2020年 9月分

(16) 372.00集金

お問合せNo. 42818

万代町

1-1

銘 柄	部数	金 額	備 考	合 計 金 額
* 日本経済新聞	1	4,000		4,000 円
				*は軽減税率対象、消費税 8% *表示がない銘柄は消費税 10% (8% 円) (10% 円)

徳島市末広2丁目1-83

上記の通り領収いたしました

ASA徳島東部 米山学

088-678-4175

ご購入ありがとうございました。

領収印

朝日新聞サービスアンカー

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	8

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
徳島県職員録	1,200	10/10	1,200	
合計	1,200		1,200	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 充当に適さない書籍等（選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等）は含まれていない	

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

86-28

領 収 書

新い県政と創生会

会長 長池 文武 殿

金 額	百	十	万	千	百	十	円
			4	1	2	0	0

但し

職 員 録

上記金額正に領収致しました

12年 7月29日

取扱者印



収
入
印
紙

徳島県職員組合

徳島市万代町1

TEL 621-3061



(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

2020年10月分 領収証
新しい県政を創る会 様

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額
徳島新聞 統合	1	8%	3,400

合計金額
(税率 8%計 ¥3,400)
<合計> ¥3,400

(税込価格)



徳新昭和(有)林 新聞店
徳島市昭和町7-3-2

088-652-4069



毎度ご購入ありがとうございます
上記金額正に領収致しました

令和2年10月26日 領収

2020年11月分 領収証
新しい県政を創る会 様

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額
徳島新聞 統合	1	8%	3,400

合計金額
(税率 8%計 ¥3,400)
<合計> ¥3,400

(税込価格)



徳新昭和(有)林 新聞店
徳島市昭和町7-3-2

088-652-4069



毎度ご購入ありがとうございます
上記金額正に領収致しました

令和2年11月25日 領収

2020年12月分 領収証
新しい県政を創る会 様

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額
徳島新聞 統合	1	8%	3,400

合計金額
(税率 8%計 ¥3,400)
<合計> ¥3,400

(税込価格)



徳新昭和(有)林 新聞店
徳島市昭和町7-3-2

毎度ご購入ありがとうございます
上記金額正に領収致しました

088-652-4069

令和2年12月25日 領収

